

地域計画

策定年月日	令和7年3月14日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	関ヶ原町 362
地域名 (地域内農業集落名)	関ヶ原中部・北部地区 (玉東部、玉中部、玉西部、小池、小関一、二、三、柴井、)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	41.10 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	41.10 ha
② 田の面積	38.92 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.18 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.89 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.85 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考) 地域内において、遊休農地(緑区分等)に該当する面積の合計	5.76ha

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> 玉集落においては担い手となる営農組合法人が存在するが、営農組合法人の高齢化が進み、後継者不足が今後問題となる。また、関ヶ原中部集落においては、以前は営農組合が担い手となり農業活動に取り組んでいたが、営農組合も過去に解散となり、現在は個人で集積をしている農業者を中心に営農が行われている。(全体) 集落内に農地が点在している場所が多く、農業用機械の移動等が非効率である。(玉) 農地の土地所有者が県外に多く、利用権や農作業受託の相談がスムーズに進まない農地がある。(玉) 元々存在していた営農組合が解散となり、個人で集積を進める方数名で担い手となり農地の維持管理に努めている。しかし、担い手の個人農家で負担がどんどん増加しており、今後の営農活動が不透明である。(関ヶ原中部) 地域内では後継者となる人材や農業者の確保が困難であるため、地域外からの耕作者の受け入れを推進していく必要がある。(関ヶ原中部)
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>玉集落においては、担い手となる営農組合法人は存在するが、すでに高齢化が進んでおり、後継者の確保を早急に対応する必要がある。また、これまで畑作物(ソバ)を主要作物としていたが、経営所得安定対策交付金の交付要件の変更に伴い、水稻栽培についても実施する必要があり、用水路等の水路改修等についても今後対応を進めていく。関ヶ原中部集落においては、担い手となる営農組合や法人が存在しないため、個人の担い手にも限界があり、今後荒廃地化する未来がある。そのため、営農組合等の中心組織を新設する他、日本型直接支払交付金の活用を推進し、なるべく負担を少なくした農作業ができるよう環境整備に努めていく。それと共に、行政と連携して地域外からの参入者の受け入れを図る。</p> <p>現在、町内の各営農組合において財政面や体力面での懸念点が点在している。については、営農組合の広域化や機械の共同利用、町農業全体として2階建て組織の発足により、各組織だけでは困難な経営規模拡大や農地集積を可能とする環境の整備に努めていく必要がある。現在、各営農の現状や今後の展望、先進地への勉強会等を進めている。</p> <p>作物については、中部地区では水稻を中心に栽培を行い、有機農法等を取り入れていく。玉地区においては、一団の農地が点在しているため、生産調整をしつつ、各農地において水稻、小麦、ソバ等の栽培を進める。また、スマート農業の導入を検討し、今後導入していく予定である。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
耕作者の高齢化や離農によりリタイヤとなった農地について、土地所有者や離農する耕作者の意思を尊重し、受け手と出し手双方の意見が一致した中で農地中間管理事業を活用し、地域計画に基づいて受け手の集積を進めていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46.8	%	将来の目標とする集積率
			61.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
後継者を有する等今後も農業活動を営む農地以外の農地を担い手へ集積し、集約化も計画的に進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
各地区の担い手(営農組合・個人農業者)を中核とし、農地中間管理機構を活用した農地集積を進める。関ヶ原中部地区においては、担い手となる個人農業者の負担が課題となっているため、営農組合の再設立や他地区からの受け入れも検討した中で集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地所有者の意向を尊重しつつ、農地中間管理機構への貸付を促し、地域全体として担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。また、地域外の担い手の入作を推進し、受け手の確保に努める。
(3) 基盤整備事業への取組
県営中山間地域総合整備事業等を活用し、基盤整備を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農者や経営規模の拡大を希望する耕作者に対し、行政やJA、地域の農業委員・最適化推進委員による支援を進め、地域内での農業活動の定着を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

当町においては、後継者不足やオペレーターの高齢化などの営農を継続していく上での課題が山積みであるが、それと併せて、鳥獣被害が甚大であり、耕作環境へ大きな影響を与えている。このままでは営農意欲の衰退にも繋がる重要な問題であるため、その対策として鳥獣被害防止総合対策整備事業等を活用することで、防護柵未設置の地域では防護柵の設置を行い、他にも猿檻等を活用した個体数を減らす対策も実施していく。

